

No.	回答日	介護サービスの種別	様式等	質問内容	回答内容
1	R4分	4) 特定施設入居者生活介護への転換	その他	<p>機能訓練指導員の人員基準について</p> <p>病院に勤務する理学療法士等が特定施設入居者生活介護の施設で週に数時間勤務した場合、非常勤職員の機能訓練指導員として特定施設入居者生活介護の人員基準にカウントすることは可能でしょうか。</p> <p>例) 常勤換算 病院：介護施設 (0.9 : 0.1)</p>	<p>特定施設入居者生活介護の人員基準では、「機能訓練指導員は1以上」とされていますので、ご質問の内容のとおり非常勤職員として数時間勤務した場合もカウントすることは可能です。但し、医療施設側の人員基準等についても満たすことができるよう、併せてご確認ください。</p>
2	R5.5.30	4) 特定施設入居者生活介護への転換	その他	<p>機能訓練室の面積について</p> <p>機能訓練室に必要な面積について、具体的な値があればお教えいただきたい。</p>	<p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第177条で「機能訓練室は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること」という基準になっているため、具体的な面積は定めておりません。</p> <p>なお、利用者に対しては重要事項説明書において、具体的な面積の説明等が必要となります。</p>
3	R5.5.30	4) 特定施設入居者生活介護への転換	その他	<p>介護報酬の解釈（指定基準編）第179条2の解釈について</p> <p>第179条2では、「入居者が指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない」とあるが、入居者が特定施設入居者生活介護のサービスを希望しないのであれば、事業者は強制することはできないという理解でよいか。</p>	<p>そのような理解となります。</p>
4	R5.5.30	4) 特定施設入居者生活介護への転換	その他	<p>応募する場合の定員数について</p> <p>No.4の質問を踏まえ、例えば、50人定員の施設において、現在、外部のサービスを利用している入居者がおり、特定施設入居者生活介護に転換後も、現在利用しているサービスを希望し、特定施設入居者生活介護のサービスを受けない場合でも、施設自体は特定施設入居者生活介護への転換床数は50床として応募してもよいか。</p>	<p>現在の入居者のサービス利用の仕方は問わず、50床定員の特定施設入居者生活介護の事業所として転換希望するのであれば、転換するのは50床として応募いただき、令和5年度中に指定申請を受けていただくことになります。</p>

No.	回答日	介護サービスの種別	様式等	質問内容	回答内容
5	R5. 5. 30	4) 特定施設入居者生活介護への転換	その他	<p>募集する介護サービスの種類について</p> <p>募集要項では、地域密着型特定施設入居者生活介護の場合は、サテライト型も応募可能と記載あるが、詳細な条件等教えていただきたい。</p>	<p>地域密着型特定施設入居者生活介護におけるサテライト型特定施設とは、サテライト型特定施設と同じ法人により設置され、当該施設に対する支援機能を有する介護老人保健施設、介護医療院又は病院もしくは診療所を本体施設とし、本体施設と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特定施設入居者生活介護事業所のことをいいます。そのため現在設置されている特定施設入居者生活介護事業所又は地域密着型特定施設入居者生活介護事業所を本体施設としてサテライト型特定施設を設置することはできません。</p> <p>また、サテライト型特定施設の場合の人員基準については、下記のとおりとなります。</p> <p>①管理者 専従。ただし、サテライト型特定施設の管理者は当該特定施設の管理業務に支障がない場合は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は管理者としての職務を除く。）を兼ねることができる。</p> <p>②生活相談員 1以上（うち1名以上は常勤）。ただし、本体施設（介護老人保健施設に限る。）の支援相談員によるサービス提供が、本体施設の入所者及びサテライト型特定施設の入居者に適切に行われると認められる場合は、置かないことができる。</p> <p>③看護職員・介護職員 看護職員・看護職員の合計数で利用者3人に対し1以上。かつ看護職員・介護職員それぞれ常勤換算方法で1以上。</p> <p>④機能訓練指導員 1以上。ただし、本体施設（診療所を除く。）の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によるサービス提供が本体施設の入所者又は入院患者及びサテライト型特定施設の入居者に適切に行われると認められる場合は置かないことができる。</p> <p>⑤計画作成担当者 1以上。ただし、本体施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院（指定介護療養型医療施設に限る。））の介護支援専門員によるサービス提供が、本体施設の入所者又は入院患者及びサテライト型特定施設の入居者に適切に行われると認められる場合は、置かないことができる。</p> <p>なお、設備基準、運営基準はサテライト型特定施設であっても、基準緩和等はありません。</p>